平成２３年（フ）第１５１号
千葉県東金市広瀬475番地59
債務者　南　　竜太
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３２号
静岡県掛川市逆川286番地の１　雇用促進住宅２号棟205
債務者　金井　宗孝
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１７８９号
名古屋市守山区川宮町402番地
債務者　祖父江歩こと　崔　　歩
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８１２号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘17棟105号
債務者　加藤　好子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０号
三重県松阪市久保町796－３　光コーポ105号、住民票上の住所三重県津市久居一色町162番地３
債務者　若山真一郎
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第８１号
三重県松阪市久保町1456番地　ロイヤルシャトー101号室、住民票上の住所三重県松阪市立田町915番地
債務者　北川　雅敏
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１０６号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉109番地
柳川通団地２号棟501
債務者　東谷　浩司
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
神奈川県中郡大磯町大磯1885番地
債務者　ホワイト　ロバート　ペリー（WHITE　ROBERT　PERRY）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５２７号
神奈川県小田原市鴨宮187番地の１　鴨宮荘５号
債務者　門松　　豊
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２１３号
兵庫県伊丹市南鈴原３丁目114番地
債務者　中阪　　宏
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７３０号
京都府八幡市美濃山幸水26－６、住民票上の住所京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂８番地の２
債務者　辻　　亮
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９０５号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前八軒町３番地105　ハイツ奥村Ａ棟202
債務者　山本　一士
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９７９号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地６棟1003号
債務者　小林　知子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６５号
京都市左京区静市市原町910番地99
債務者　仙名防水工業こと　仙名　浩司
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０８号
京都市右京区嵯峨石ケ坪町55番地２　カサグランデ嵯峨野101号室
債務者　建築設計室Ｋ＆Ｅこと　吉川　薫平
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４４号
京都市山科区栗栖野中臣町１番地　勧修寺第一市営住宅第６棟401号
債務者　田中　康之
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７９号
京都府宇治市小倉町南浦46番地の14
債務者　横森　優和
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係